

非常災害（地震災害は除く）にかかる活動体制に関する要綱

（目 的）

第1 この要綱は、非常災害（地震災害は除く。以下同じ）が発生する恐れのあるとき又は非常災害時における茨木市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の招集、教育施設の警備並びに児童・生徒及び社会教育施設利用者の安全確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の招集）

第2 勤務時間外における職員の招集については、次のとおりとする。

(1) 動員の範囲

①事務局職員

ア 北大阪において大雨・暴風・洪水に関する警報が発令された場合、若しくは警報の発令が予想される場合、全職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

イ 茨木市域（以下市域という）において小規模災害が発生した場合、若しくは小規模災害が発生する恐れがある場合、全職員は、自宅待機とする。ただし、各部長の判断で、施設長又は一部若しくは全職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域において中規模災害が発生した場合、若しくは中規模災害が発生する恐れがある場合、課長代理級以上の職員及び施設長は、直ちに所属の事務室へ参集するものとする。他の職員は自宅待機とするが、各部長の判断で、一部若しくは全職員に出勤を命ずることがある。

エ 市域において大規模災害が発生した場合、若しくは大規模災害が発生する恐れがある場合、全職員は、直ちに所属の事務室に参集し、配備につくものとする。

オ ア、イ、ウ、エに関わらず茨木市災害警戒本部及び茨木市災害対策本部の指示があればそれを優先させるものとする。

②学校教職員

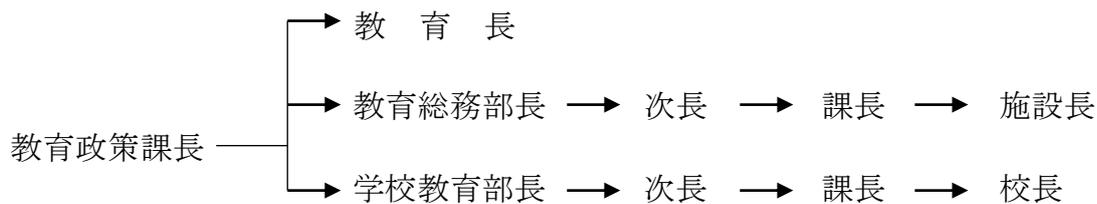
ア 北大阪において大雨・暴風・洪水に関する警報が発令された場合、若しくは警報の発令が予想される場合、全教職員は、緊急連絡の受信と迅速な参集が可能な体制を確保すること。

イ 市域において小規模災害が発生した場合、若しくは小規模災害が発生する恐れがある場合、全教職員は、自宅待機とする。ただし、各校長は、自らの判断で所属の学校へ参集するものとし、その際、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

ウ 市域において中規模災害が発生した場合、若しくは中規模災害が発生する恐れがある場合、校長・教頭は、直ちに所属の学校へ参集するものとする。他の教職員は自宅待機とするが、各校長の判断で、一部若しくは全教職員に出勤を命ずることがある。

エ 市域において大規模災害が発生した場合、若しくは大規模災害が発生する恐れがある場合、全教職員は、直ちに所属の学校に参集し、配備につくものとする。

(2) 連絡の方法



(学校の警備並びに児童・生徒の安全確保)

第3 学校の警備並びに児童・生徒の安全確保については、「茨木市地域防災計画（第12章 文教対策）」に定めるもののほか、教育長通知（別紙1）「非常災害（地震災害は除く）にかかる学校の警備並びに児童・生徒の安全確保について」により、措置するものとする。

(社会教育施設の警備並びに施設利用者の安全確保)

第4 社会教育施設の警備並びに施設利用者の安全確保については、「非常災害（地震災害は除く）にかかる社会教育施設の警備並びに施設利用者の安全確保について」（別紙3）により、措置するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から実施する。

茨教政第600号
令和3年5月20日

(あて先) 市立小・中学校長

茨木市教育委員会
教育長 岡田 祐一

非常災害（地震災害は除く）にかかる学校の警備
並びに児童・生徒の安全確保について（通知）

標記のことについて、市立小・中学校長は、下記事項に留意し、万全を期すよう通知します。

記

（情報の収集）

- 1 報道等により、大雨・暴風・洪水等に関する情報の収集に努めること。

（休業の措置）

- 2 午前7時の時点で、茨木市において「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表されているときは、休業の措置をとること。

大雨・洪水等の警報が発表されているときは、原則として休業の措置をとらないが、校区の状況から、休業の措置が適切と判断したときは、教育委員会と協議すること。

また、校区内の地域に「避難指示」が発令されているときは、原則として休業の措置をとること。「高齢者等避難」が発令されているときは、原則として休業の措置をとらないが、校区の状況から、休業の措置が適切と判断したときは、教育委員会と協議すること。

いずれの場合においても、教育委員会から特別の指示があった場合は、この限りでない。

（休業措置の連絡前に登校した児童・生徒に対する措置）

- 3 休業の措置を学校から連絡する前に登校した児童・生徒については、通学路の安全や風雨の強さなどについて十分な状況判断のうえ保護者に連絡し、教職員等の引率のもとに帰宅措置または適切な保護措置をとること。

（休業措置の中止）

- 4 午前9時までに、茨木市において項目「2」の警報等が解除されたときは、休業の措置を中止すること。ただし、教育委員会から特別の指示があった場合は、この限りでない。

なお、休業措置を中止するに際しては、通学路の安全確認を行うこと。

- 5 校区の状況から、休業措置の継続が適切と判断したときは、教育委員会と協議すること。

(授業の中止)

6 授業中に茨木市において項目「2」の警報等が発表または発令されたときは、教育委員会の指示により、授業を中止し、項目「3」に準じた対応をとること。

(校舎等の警備)

7 校長は、災害応急対策用資材を常時、準備・点検しておくとともに、特に茨木市において項目「2」の警報等が発表または発令されたときは、校内の安全管理及び防災対策を十分に講じること。

(記録と報告)

8 校長は、災害の発生等に関して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに教育委員会に報告すること。

(校長の専決)

9 通信網の不通等により教育委員会の指示が受けられないときは、校長の判断において、適切な措置を講じること。

なお、令和元年7月12日付「非常災害（地震災害は除く）にかかると学校の警備並びに児童・生徒の安全確保について」の教育長通知は廃止する。

非常災害（地震災害は除く）にかかる社会教育施設の警備
並びに施設利用者の安全確保について

非常災害（地震災害は除く。以下同じ）が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合の施設長の留意事項について

（情報の収集）

- 1 新聞・ラジオ・テレビ等により、大雨・暴風・洪水等に関する情報の収集に努めること。

（臨時休館等の措置）

- 2 北大阪において大雨・暴風・洪水等に関する警報が発令された場合、臨時休館等の措置は、施設所管の所属長が指示するものとする。

（主催事業中止等の制限）

- 3 午前7時の時点で北大阪において「暴風警報」が発令されているときは、主催事業の実施を中止すること。

（施設利用者への周知）

- 4 施設利用者に対しては、北大阪において「暴風警報」が発令されている旨を告げ、注意を促すこと。

- 5 当日利用予定団体の代表者に電話等で臨時休館を伝えること。

- 6 館の入口に臨時休館等のはり紙等を行い、一般来館者への周知に努めること。

（公民館長の待機）

- 7 勤務時間内に北大阪において「暴風警報」が発令され、引き続き勤務時間外にも発令されている場合には、社会教育振興課から指示がある場合を除き公民館において待機するものとする。

ただし、勤務時間外に警報が発令された場合には、社会教育振興課から特別の指示がある場合を除き、自宅待機するものとする。

また、避難所に指定されている地区公民館にあつては、避難所開設の連絡があつた場合は、避難所要員との連携について留意すること。

（施設等の警備）

- 8 災害応急対策用資材を常時、準備・点検しておくとともに、北大阪において「暴風警報」が発令されたときは、施設等の戸締まり等十分な防災対策を講じること。

（記録と報告）

- 9 施設長は、災害の発生等に際して、その状況及び対処したことについて、詳細に記録し、速やかに施設所管の所属長に報告すること。

（施設長の専決）

- 10 通信網の不通等により施設所管の所属長の指示が受けられないときは、施設長の判断において、適切な措置を講じること。